



**PRESS RELEASE**

厚生労働省福島労働局 発表  
平成 28 年 4 月 13 日

担  
当

福島労働局労働基準部監督課  
監督課長 高橋 仁  
主任監察監督官 塩原 哲朗  
電話 024 (536) 4602

## 東電福島第一原発の廃炉作業及び除染作業を行う事業者に対する監督指導結果について（平成 27 年）

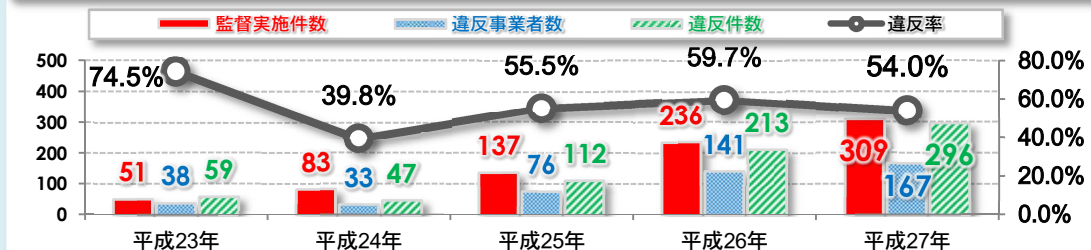
福島労働局（局長 島浦 幸夫）は、平成 27 年 1 月から 12 月までの間に実施した監督指導の結果を取りまとめましたので公表します。

### 監督指導結果の概要

〔廃炉作業分（平成 27 年 1 月～12 月実施分）〕 ※詳細は資料 1、資料 2-1 参照

- 監督実施事業者数 **309 事業者**  
うち労働基準関係法令違反があった事業者 **167 事業者（違反率 54.0%）**
- 違反件数 **296 件**  
労働条件関係 **234 件**（時間外割増賃金の支払、労働時間、労働条件の明示など）  
安全衛生関係 **62 件**（線量当量の測定結果の確認、重機・高所作業の安全措施など）

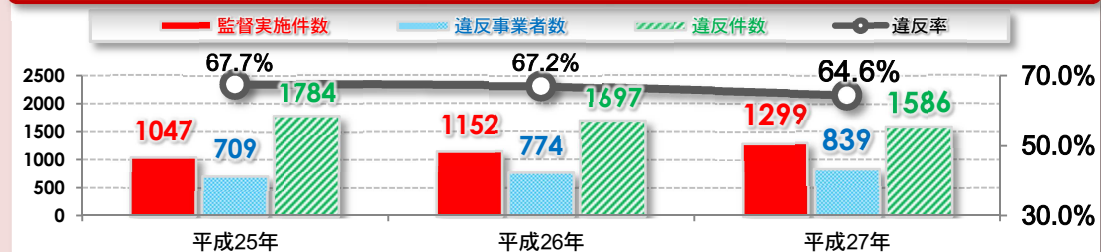
＜廃炉作業＞監督実施件数、違反事業者数、違反件数、違反率の推移（H23～H27）



〔除染作業分（平成 27 年 1 月～12 月実施分）〕 ※詳細は資料 1、資料 2-2 参照

- 監督実施事業者数 **1299 事業者**  
うち労働基準関係法令違反があった事業者 **839 事業者（違反率 64.6%）**
- 違反件数 **1586 件**  
労働条件関係 **691 件**（時間外割増賃金の支払、労働時間、労働条件の明示など）  
安全衛生関係 **895 件**（事前調査、線量の測定、保護具の使用など）

＜除染作業＞監督実施件数、違反事業者数、違反件数、違反率の推移（H25～H27）



## 1 廃炉作業を行う事業者に対する監督指導結果

平成 27 年 1 月から 12 月までに、福島労働局において実施した監督指導の実施事業者数は 309 事業者でした。（7 月～12 月では 177 事業者）

このうち、労働基準法、労働安全衛生法違反が認められたのは 167 事業者（違反率 54.0%） でした。（7 月～12 月では 89 事業者、違反率 50.3%）

違反件数は 296 件（7 月～12 月では 139 件）で、このうち、労働条件関係では、時間外割増賃金の支払（労働基準法第 37 条）、労働条件通知書の交付（同第 15 条）など 234 件(図 1) の違反が認められ、安全衛生関係の違反は、高所・足場作業での墜落防止措置（安衛則第 519 条、563 条など）、線量当量の測定結果の確認（電離則第 9 条）など 62 件（うち電離則に係るもの 8 件）(図 2) の違反が認められました。（詳細は資料 2-1、関連法条文は資料 3 を参照）

これらの事業者に対しては、是正に向けた指導を行い、多くは是正済みとなっています。

図 1 労働条件関係違反別件数（平成 27 年 1 月～12 月）

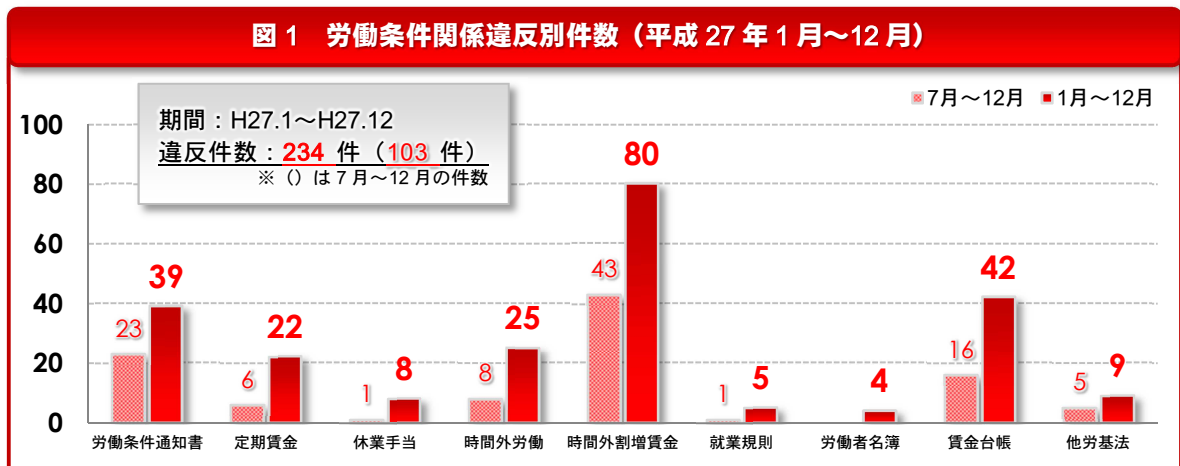


図 2 安全衛生関係違反別件数（平成 27 年 1 月～12 月）

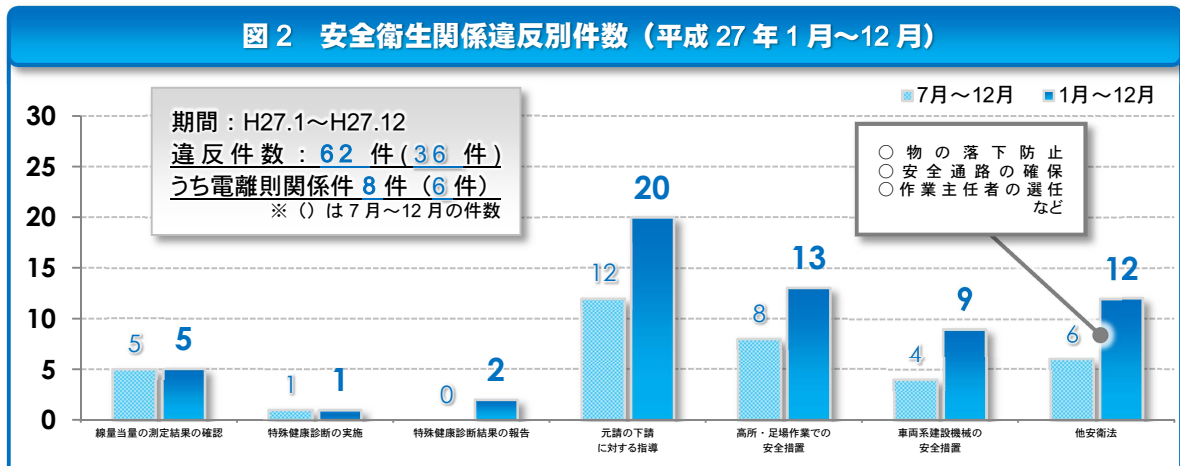
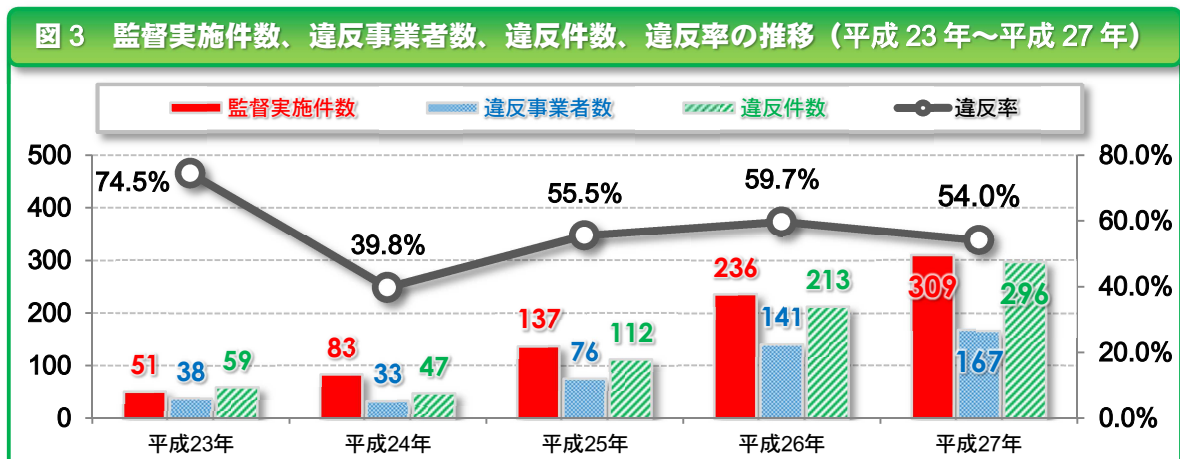


図 3 監督実施件数、違反事業者数、違反件数、違反率の推移（平成 23 年～平成 27 年）



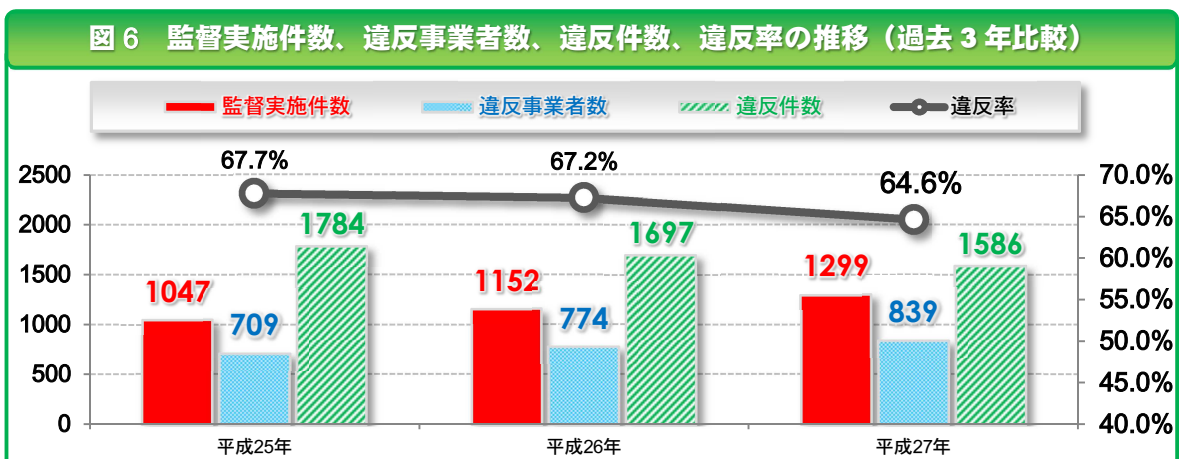
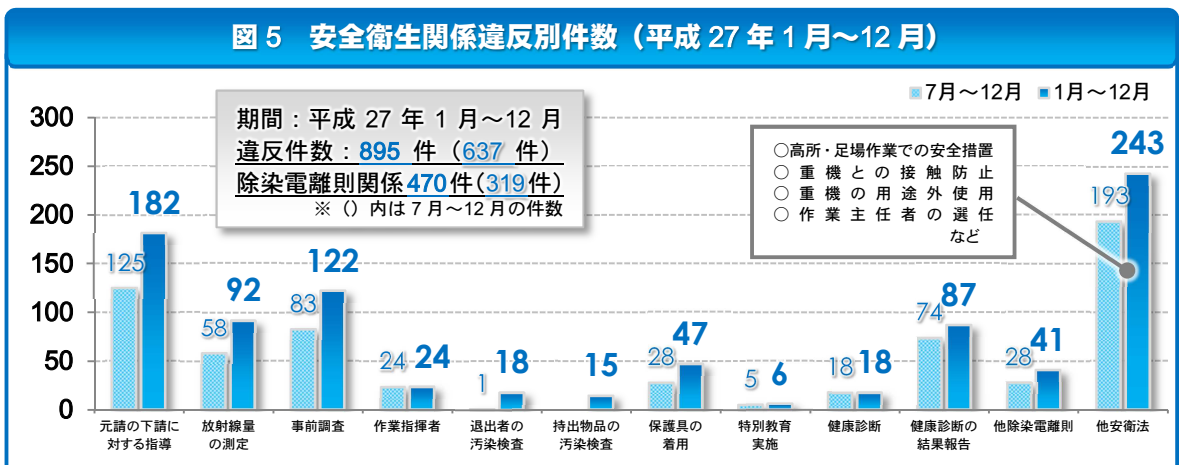
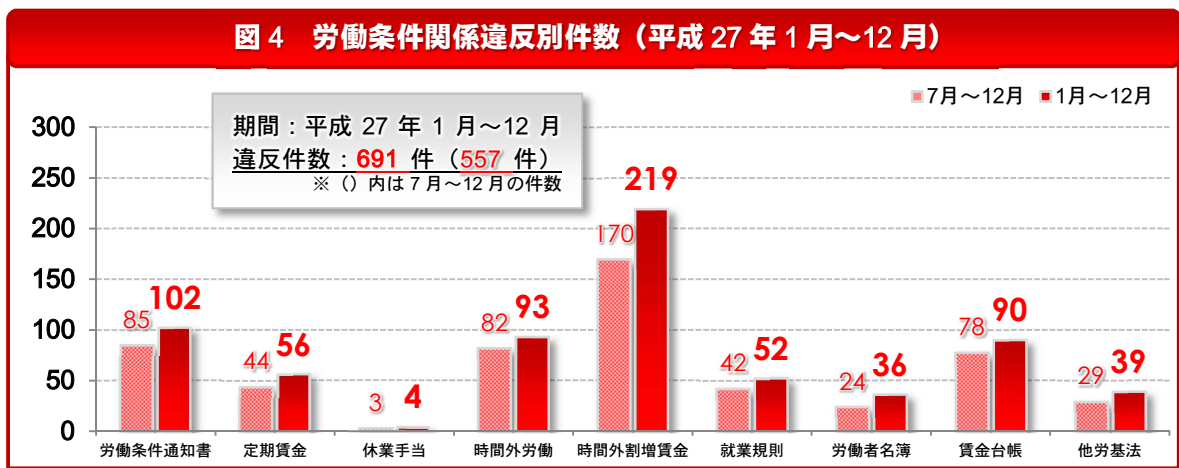
## 2 除染作業を行う事業者に対する監督指導結果

平成 27 年 1 月から 12 月末までに、福島労働局において実施した監督指導の実施事業者数は 1299 事業者でした。（7 月～12 月では 957 事業者）

このうち、労働基準法、労働安全衛生法違反が認められたのは 839 事業者（違反率 64.6%） でした。（7 月～12 月では 606 事業者、違反率 63.3%）

また、違反件数は 1586 件（平成 27 年 7 月～12 月では 1194 件）で、そのうち労働条件関係の違反は、時間外割増賃金の支払（労働基準法第 37 条）が最も多く、労働条件通知書の交付など 691 件(図 4)、安全衛生関係の違反は、線量の事前調査（除染電離則第 7 条）、線量の測定（同第 5 条）など 895 件（うち除染電離則に係るもの 470 件）(図 5) でした。（詳細は資料 2-2、関連法条文は資料 3 を参照）

これら事業者に対しては、是正に向けた指導を行い、多くは是正済みとなっています。





### 3 主な違反事例（平成27年7月～12月）

#### <廃炉作業>

- 労働者を雇い入れる際、労働条件を記した書面（労働条件通知書）に、賃金額、有期労働契約の更新の有無などを記載していなかった。（労働基準法第 15 条）
- ①時間外に関する労使協定で定めた限度時間を超える時間外労働を行わせていた。  
②労使協定の締結・届出をせず、1日 8 時間、1 週 40 時間を超える時間外労働を行わせていた。（同第 32 条）
- ①週 40 時間を超える時間外労働に対し、2 割 5 分以上で計算した割増賃金を支払っていなかった。  
②時間外割増賃金単価の算定に際して、技術手当などの諸手当を含めず、基本給のみで計算していた。  
③午後 10 時から午前 5 時までの深夜労働に対し、2 割 5 分以上で計算した割増賃金を支払っていなかった。（同第 37 条）
- 賃金台帳に「労働時間数」を記載していなかった。（同第 108 条）
- 管理区域で作業に従事する男性労働者の外部被ばくによる線量の測定結果を、法定の 3 か月に 1 回ごとに本人に通知していなかった。（電離則第 9 条）
- ドラグショベル（パワーショベル）を用いて掘削作業を行う際に、労働者との接触による危険防止の措置を講じていなかった。（労働安全衛生規則第 158 条）
- ドラグショベル（パワーショベル）の定期自主検査（点検）を実施していなかった。（同第 167 条ほか）
- 深さが 2 メートル以上あるピットの周囲に、手すり等の墜落防止措置を講じないまま、労働者を立ち入らせていた。（同第 519 条ほか）

#### <除染作業>

- 労働者を雇い入れる際、労働条件を記した書面（労働条件通知書）に、「契約期間」や「契約更新」の条件などを記載していなかった。（労働基準法第 15 条）
- ①労使協定を締結せずに、食費や寮費を賃金から天引きしていた。  
②除染作業に従事するために必要な特別教育の受講に要した時間や電離健康診断の受診に要した時間を労働時間とみなさず、その時間分の賃金を支払っていなかった。（同法第 24 条）
- ①週 40 時間を超える時間外労働に対し、2 割 5 分以上で計算した割増賃金を支払っていなかった。  
②時間外割増賃金単価の算定に際して、役職手当、皆勤手当などの諸手当を含めず、基本給のみで計算していた。（同第 37 条）
- 賃金台帳に「労働日数」や「労働時間数」を記載していなかった。（同第 108 条）
- ①外部被ばく線量を測定するための線量計を装着せずに作業していた。  
②胸部に装着すべき線量計を、ズボンのポケットに入れていた。（除染電離則第 5 条）
- 汚染土壌の放射能濃度を事前に調査していなかった。（同第 7 条）
- 防じんマスクが必要な作業場所でサージカルマスクを着用していた。（同第 16 条）
- 荷を吊ってはいけない重機（ドラグショベルや解体用つかみ機など）を用いて、フレコンバックなどの荷を吊っていた。（労働安全衛生規則第 164 条）

## 4 その他の主な取組（平成27年）

### (1) 廃炉作業関連

- ア 死亡災害の発生に関し、東京電力に対して再発防止徹底を要請  
(平成27年1月16日、9月15日)
- イ 安全衛生管理体制の確立について、東京電力及び元請事業者に対して集団指導を実施  
(平成27年10月27日)
- ウ 「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会労働安全衛生対策部会」への出席  
(年4回)
- エ 「廃炉・汚染水現地調整会議」への出席（毎月1回）
- オ 熱中症対策について、東京電力に対して防止徹底を要請（平成27年5月25日、8月7日）  
な ど

### (2) 除染作業関連

- ア 「除染等業務における労働者の労働環境の確保・改善に関する説明会」の開催  
(平成27年4月24日、11月9日)
- イ 「福島環境再生事務所作業監視・事故防止対策協議会」で事故防止要請  
(平成27年4月28日)
- ウ 元請け事業者に対し、熱中症防止対策の徹底を要請（平成27年5月25日）
- エ 「除染作業等遵法水準向上総合対策」を策定（平成27年10月30日）
- オ 福島環境再生事務所との連携  
平成24年11月以降、特殊勤務手当（除染手当）の不払などを把握した場合には、福島労働局から福島環境再生事務所に対して情報提供を行っており、平成27年は10件の情報提供を行いました。（平成24年11月からの合計で31件）  
な ど

## 5 今後の対応

福島労働局では、引き続き、廃炉作業及び除染を行う事業者に対して、重点的に監督指導を行い、法令遵守の徹底、及び、平成27年8月26日策定「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理のためのガイドライン」や平成27年10月30日策定「除染作業等遵法水準向上総合対策」に定める措置の適切な実施を指導していきます。

## 労働相談窓口

署名等	所在地	電話番号	管轄
福島労働局	〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎 5F	024-536-4602 (監督課)	福島県
福島労働基準監督署	〒960-8021 福島市霞町1-46 (1階) 福島合同庁舎1 F	024-536-4610	福島市、二本松市、伊達市、 伊達郡、相馬郡飯館村
郡山労働基準監督署	〒963-8025 郡山市桑野2-1 -18	024-922-1370	郡山市、田村市、本宮市、 田村郡、安達郡
いわき労働基準監督署	〒970-8026 いわき市平字堂根町4-11 いわき地方合同庁舎4F	0246-23-2255	いわき市
会津労働基準監督署	〒965-0803 会津若松市城前2-10	0242-26-6494	会津若松市、大沼郡、南会津郡、 耶麻郡(猪苗代町、磐梯町)、 河沼郡
白河労働基準監督署	〒961-0074 白河市郭内1-124	0248-24-1391	白河市、西白河郡、東白川郡
須賀川労働基準監督署	〒962-0834 須賀川市旭町204-1	0248-75-3519	須賀川市、岩瀬郡、石川郡
喜多方労働基準監督署	〒966-0896 喜多方市諏訪91	0241 -22-4211	喜多方市、 耶麻郡(西会津町、北塩原村)
相馬労働基準監督署	〒976-0042 相馬市中村字桜ヶ丘68	0244-36-4175	相馬市、南相馬市、 相馬郡新地町
富岡労働基準監督署	(仮事務所) 〒979-0403 双葉郡広野町大字下浅 見字広長44-3 広野みらいオフィス2F	0240-28-0170	双葉郡